

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション	記録の保存	利用契約書に記録の保存期間を契約終了の日から2年間としているが、運営規定と同様に記録を整備した日から5年間保存と記載内容を変更すること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第81条及び第133条】	飛騨県事務所
2	通所介護	サービス提供の記録	業務日誌に提供したサービスに加えて必要な事項を記載すること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第103条（第20条準用）】	飛騨県事務所
3	通所介護	計画書の作成	個別機能訓練・入浴介助加算計画書で個別機能訓練の頻度を週1回としていることを確認した。ついては、週2回の頻度で個別機能訓練が行われていたので個別機能訓練・入浴介助加算計画書を変更すること。 【平成12年老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7】	飛騨県事務所
4	通所介護	計画書の作成	居宅サービス計画の内容が変更されていたが、通所介護計画書を変更していないケースが確認されたので通所介護計画書を変更すること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第96条第2項第1号】	飛騨県事務所
5	通所介護	管理者の責務	従業者の勤務の実態に即した職員配置勤務表を作成するなど、管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第103条（第52条準用）】	飛騨県事務所
6	通所介護	勤務体制の確保等	利用者に対し適切な指定通所介護が提供できるよう指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第98条第1項】	飛騨県事務所
7	通所介護	事故発生時の対応	事故対応マニュアル等は整備されているが、管理者は整備されていること及び保管場所を把握していなかった。管理者としての資質向上に努め、従業者に居宅基準の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うこと。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第105条（第52条準用）】	飛騨県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
8	通所介護	非常災害対策	避難確保計画を策定している場合、当該計画に基づく避難訓練を年1回以上実施すること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第100条】 【水防法第15条の3】	飛騨県事務所
9	通所介護	通所介護費	利用者が事業所を利用していないにも関わらず、通所介護費の所定単位数を算定していたことを確認した。 指定通所介護を行った場合、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定することとされている。また、指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けることとされている。 については、自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者への過誤調整の協議、利用者負担金の返還を行うこと。 【平成12年厚生労働省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」通所介護費注1】 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第94条】	飛騨県事務所
10	通所介護	事業所規模の算定	事業所規模の算定について、本来、大規模型通所介護費（Ⅰ）で算定しなければいけないところ、通常規模型通所介護費で算定していたことを確認した。基本報酬等について過誤調整を行うこと。 【平成12年日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」通所介護費イ、ロ】 【平成12年老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7（4）】	飛騨県事務所
11	通所介護	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練を中止したにも関わらず、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを請求していたことを確認した。また、利用者が事業所を利用していないにも関わらず、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを請求していたことを確認した。 については、自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者への過誤調整の協議、利用者負担金の返還を行うこと。 【平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」16イ（2）】 【平成12年老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7（11）の①のイ】	飛騨県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
12	(介護予防) 短期入所生活 介護	取扱方針	自らその提供するサービスの質の評価を行うこと。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第142条第6項】	飛騨県事務所
13	(介護予防) 短期入所生活 介護	計画書の作成	要介護4から要介護5に要介護度が変更になったケースについて、サービス計画を変更すること。 【平成25年「岐阜県指定居宅サービス等等指定介護予防サービスに関する基準要綱」第3の8のオの(イ)】	飛騨県事務所
14	(介護予防) 短期入所生活 介護	介護	常時1人以上の介護職員がいない日を確認した。 常時1人以上の介護職員を従事させること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第144条第6項】	飛騨県事務所
15	(介護予防) 短期入所生活 介護	管理者の責務	管理者は従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第167条(第52条準用)】	飛騨県事務所
16	(介護予防) 短期入所生活 介護	運営規程	運営規程に「利用料の法定代理受領サービスであるときは、1割又は2割の額」としている。3割負担の方もいるので、運営規程に追記すること。 【平成25年「岐阜県指定居宅サービス等等指定介護予防サービスに関する基準要綱」第3の8のス】	飛騨県事務所
17	(介護予防) 短期入所生活 介護	勤務体制の確保等	勤務表の作成にあたって、管理者の兼務している勤務時間を明確にすること。また、看護職員と機能訓練指導員の勤務時間も明確にすること。 【平成25年「岐阜県指定居宅サービス等等指定介護予防サービスに関する基準要綱」第3の8のエ(第3の6のオの(ア)準用)】	飛騨県事務所
18	(介護予防) 短期入所生活 介護	勤務体制の確保等	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供すること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第165条第3項】	飛騨県事務所
19	(介護予防) 短期入所生活 介護	勤務体制の確保等	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第165条第1項】	飛騨県事務所
20	(介護予防) 短期入所生活 介護	苦情への対応等	苦情対応マニュアルにおいて、記録の保存期間を2年と定めていたため、県条例に基づき5年とすること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第154条】	飛騨県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
21	(介護予防) 短期入所生活 介護	事故発生時の対応	事故が発生した場合に県への報告がされていないため、「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき報告すること。 【社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル、岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（平成30年10月1日制定）】	飛騨県事務所
22	(介護予防) 短期入所生活 介護	送迎加算	送迎の有無について、アセスメント表に記載することが望ましい。 【県助言】	飛騨県事務所
23	(介護予防) 特定入居者生活 介護	非常災害対策	消火・避難訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。 【平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第155条及び第221条（第100条第2項準用）】	飛騨県事務所
24	介護老人福祉 施設	施設サービス計画書	施設サービス計画書のモニタリングを行っていないケースを確認したので、モニタリングを行うこと。 【平成24年岐阜県条例第79号「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第17条第2項第八号】	飛騨県事務所
25	介護老人福祉 施設	個別機能訓練加算I	個別機能訓練加算Iを算定するにあたって、個別機能訓練計画の説明、同意されたことの記録がないケースが確認されたので、記録すること。 【平成12年老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の5（14）】	飛騨県事務所
26	介護療養型医 療施設	運営規程	運営規定に虐待防止の項目は記載があるがその内容について空欄であったので、項目の内容を記載することが望ましい。 【県助言】	飛騨県事務所
27	介護療養型医 療施設	特定診療費	リハビリテーション実施計画を作成して、利用者又はその家族に説明しているが、同意日及び同意を得たことが具体的に確認できなかったので確実に同意日及び同意を得たことを確認できるようにすること。 【平成12年老企第58号「特定診療費の算定に関する留意事項について」第2の9（1）の③のハ】	飛騨県事務所